

平成 15 年度環境技術実証モデル事業の実証機関の公募について

平成 15 年 6 月 30 日

環 境 省

環境技術実証モデル事業（以下、「モデル事業」という。）は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものです。平成 15 年度においては、酸化エチレン処理技術分野、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野、山岳トイレ技術分野の 3 分野について、技術実証の対象とすることとしております。

この度、環境省では、下記のとおり、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）を対象に、平成 15 年度の各技術分野における実証機関を募集いたします。

なお、実証機関とは、モデル事業において、環境省の委託を受け、実証対象技術の企業等からの公募・選定、実証試験計画の策定、実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成、実証試験結果報告書の環境省への報告及びデータベース運用機関への登録等の業務を行う機関です（別紙 1～3 を参照してください）。

記

1．技術実証の対象となる技術分野

平成 15 年度については、以下の 3 つの技術分野についての実証機関を募集します。実証機関となることを希望する場合は、この中の 1 つ又は複数の分野を選択してください。

酸化エチレン処理技術分野（参考 1）

（技術分野の内容）

製造業や医療機関等において、滅菌のために使用されている酸化エチレンガス（大気汚染防止法における有害大気汚染物質の中の優先取組物質・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）における特定第一種指定化学物質）を浄化するための技術分野。

（想定される技術の例）

酸化エチレン滅菌装置からの排ガスを、燃焼、酸化触媒反応、加水反応等の方法により

適切に処理する技術（装置）など。

小規模事業場向け有機性排水処理技術分野（参考 2）

（技術分野の内容）

小規模事業場（日排水量 50m³ 以下を想定）の厨房から排出される有機性排水を処理するための技術分野。

（想定される技術の例）

厨房からの有機性排水を、生物学的または物理化学的処理により適切に処理する技術（装置・プラント）など。

山岳トイレ技術分野（参考 3）

（技術分野の内容）

山岳部等下水・排水管、電気等のインフラが未整備の地域において、公衆が利用する便所のし尿を処理するための技術分野

（想定される技術の例）

非放流式で、し尿を生物処理、化学処理、物理処理、もしくはその組合せにより適切に処理するし尿処理技術（装置）など。

2．募集の受付方法

募集の受付は、1．の技術分野別に実施します。

- ・ 申請書及び関係書類（別添様式参照）に必要事項を記入の上、電子メール又は郵送により以下宛てに提出して下さい。なお、各分野別ワーキンググループ（別紙 1，2 参照）における検討等を踏まえ、技術分野毎に提出書類が追加される場合があります。（住所：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2）
- ・ 電子メールで提出する際は、件名に「酸化エチレン処理技術分野の実証機関応募・〇〇県／市」など、いずれかの技術分野名を明記して下さい。
- ・ なお、複数の技術分野を希望しても差し支えないが、提出は、技術分野毎に分けて下さい。
- ・ 電子メールで受信可能な容量は、2 MB までです。
- ・ 電子メールで送付することが難しい資料（パンフレット等）については下記提出先まで郵送願います。

（提出先）

酸化エチレン処理技術分野

環境省環境管理局環境管理技術室 環境技術実証モデル事業担当

電子メール：etv2@env.go.jp

小規模事業場向け有機性排水処理技術分野

環境省環境管理局環境管理技術室 環境技術実証モデル事業担当

電子メール：etv2@env.go.jp

山岳トイレ技術分野

環境省自然環境局自然環境整備課 環境技術実証モデル事業担当

電子メール：etv2@env.go.jp

3．募集の受付期間

受付期間は、それぞれの技術分野について、実証試験要領（別紙 1 第 4 章参照）が公表された後、2 週間程度の期間を予定しています（実証試験要領の公表は、各分野毎に、それぞれ 7 月下旬から 8 月頃を予定）。各分野の実証試験要領を公表する際に、受付期間等を設定し公表することといたします。

4．審査

環境省は、実証機関の選定にあたり、書面による審査及び必要に応じヒアリング審査を実施します。審査の結果は、すべての応募団体に対して通知します。

5．応募資格

応募の資格については、以下のとおりです。

- ・都道府県及び政令指定都市。
- ・環境省からの委託により実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと。（試験の実施に必要な費用については、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は技術の実証を申し出た者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担（環境省と実証機関の間で委託契約を締結する）とする。詳細については、実証試験要領で定める。）
- ・実証の対象とする技術を公募する際、自管区外から応募された技術についても受付可能

なこと。ただし、対象となる技術が管区外に設置せざるを得ない等の理由により（パイロットプラントの設置等）、職員を自管区外まで派遣しないと実証試験等の実施が困難な場合については、この限りではない。

6．その他

実証試験の実施については、当該地方公共団体付属の環境研究所等各種試験研究機関の利用を基本とします。なお、必要に応じ、外部の機関に試験内容の一部の実施を外部委託することができます。

本件担当問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

環境省総合環境政策局 環境研究技術室

木野、 須藤

電話：03-3581-3351（内 6244）

03-5521-8239（直通）

FAX：03-3593-7195

e-mail：nobuhiro_kino@env.go.jp

shou_sudo@env.go.jp

別添 1

平成 15 年 月 日

平成 15 年度環境技術実証モデル事業の実証機関としての応募について

以下の技術分野に関して、平成 15 年度環境技術実証モデル事業の実証機関となることを希望しますので、別添の資料を添えて応募します。

技術分野名： _____ 分野

地方公共団体名： _____

担当者連絡先

所属部署：

担当者氏名：

住所：

電話番号：

F A X 番号：

e-mail アドレス：

● 実証機関としての実施体制

1	主に担当する部局（技術実証委員会の事務局、技術の公募等）	担当部局： 実施責任者：
2	15年度に実証可能な技術の内容	
3	実証試験の実施体制 （実証試験項目毎の実施機関がわかるよう、必要事項を記入又は説明資料を別途添付すること。なお、当該都道府県・市の試験機関以外の機関に外部委託する場合には、パンフレット等、その機関の設置形態、業務内容、規模、品質・データ管理体制、業務実績がわかる資料を添付すること。） 1)	

1) 別紙 1～3 に示した体制と異なる場合、その旨を明記（理由を含む）すること。

● 実証に要する費用の見込み（概算）

○ 技術の実証に必要な試験分析費 （実証可能な技術サンプル数を想定して積算を行って下さい。）	万円（税込額） （以下に内訳を添付のこと）
○ その他、運営に係る費用	万円（税込額） （以下に内訳を添付のこと）

【内訳】

- 技術の実証に必要な試験分析費
 - ・ 借料・損料（機器レンタル費等）
（具体的な装置名）
 - ・ 消耗品費
（具体的な消耗品リスト）
 - ・ 補助職員賃金（実験補助等）
（実験補助等に必要な人日）
 - ・ 外部委託費（一部実証試験の外注）
（委託に必要な人件費、機器の借料・損料、消耗品費等）
 - ・ その他
- その他、運営に係る費用
 - ・ 職員旅費
環境省との打ち合わせ、実証申請者との打合せ
 - ・ 技術実証委員会
検討員への謝金、交通費、会議費、印刷製本費
 - ・ 実証試験結果報告書
印刷製本費
 - ・ 一般管理費
 - ・ その他

注：上記経費はあくまで例示であり、必ずしも全ての経費を計上する必要はありません。
また、他に追加すべき経費の項目があれば、計上して下さい。

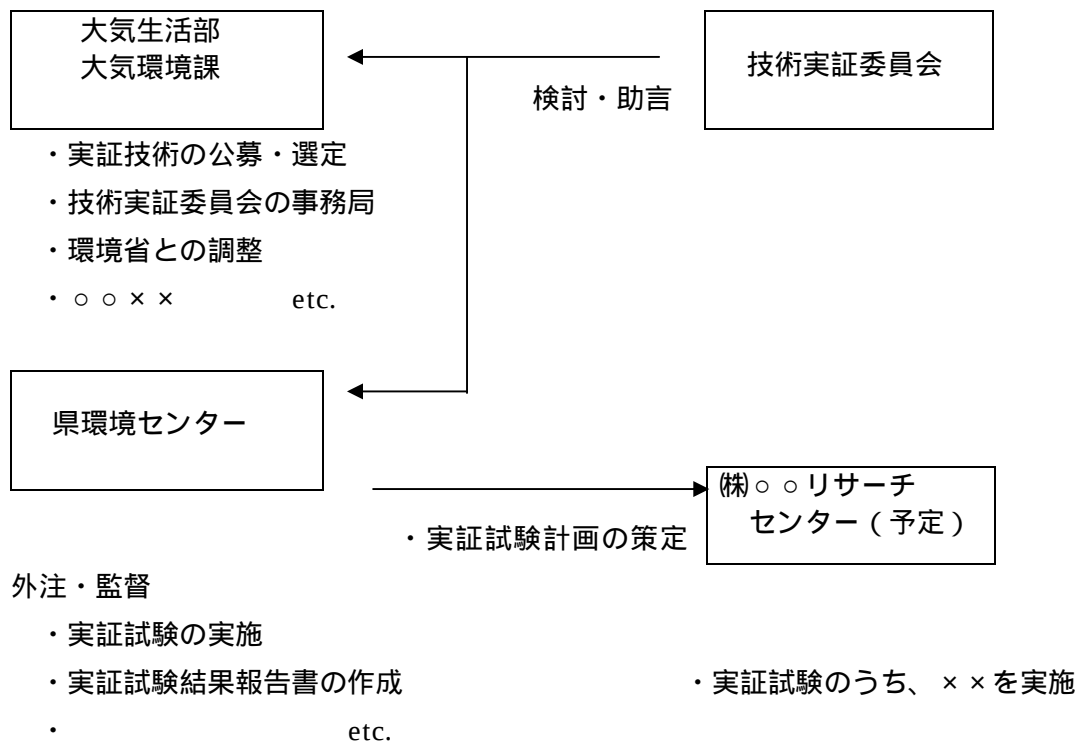
記載例

別添 2

● 実証機関としての実施体制

1	主に担当する部局（技術実証委員会の事務局、技術の公募等）及び実施責任者	担当部局：環境生活部大気環境課 実施責任者：環境生活部長
2	15年度に実証可能な技術の内容	実証試験実施要領に含まれる技術内容は全て実施可能。
3	実証試験の実施体制 （実証試験項目毎の実施機関がわかるよう、必要事項を記入又は説明資料を別途添付すること。なお、当該都道府県・市の試験機関以外の機関に外部委託する場合には、パンフレット等、その機関の設置形態、業務内容、規模、品質・データ管理体制、業務実績がわかる資料を添付すること。） 1)	以下に示す。

1) 別紙 1～3 に示した体制と異なる場合、その旨を明記（理由を含む）すること。



<おことわり>

本資料には、下記の書類が添付されております。ただし、本日の会合資料としては、本資料への添付は省略させていただきます。

別紙 1 モデル事業実施要領 本日の会合資料、参考資料 2 と同様。

別紙 2 実施体制 本日の会合資料、参考資料 3 と同様。

別紙 3 モデル事業の流れ 本日の会合資料、参考資料 4 と同様。

参考 1 酸化エチレン処理技術について

. . . 第 2 回環境技術実証モデル事業検討会資料(参考 1)と同様。
(酸化エチレン処理技術について、「1. 酸化エチレンガスについて」「2. 今後の取組について」「3. 医療機関における酸化エチレンガスの排出実態」の各項目について記述した資料。)

参考 2 有機性排水処理技術について

. . . 第 2 回環境技術実証モデル事業検討会資料(参考 2)と同様。
(有機性排水処理技術について、「1. 我が国の水質の状況について」「2. 今後の取組について」の各項目について記述した資料。)

参考 3 山岳トイレし尿処理技術について

. . . 第 2 回環境技術実証モデル事業検討会資料(参考 2)と同様。
(山岳トイレし尿処理技術について、「1. 山岳地におけるし尿処理をめぐる状況について」「2. 技術実証をすることの意義について」の各項目について記述した資料。)